

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「NHK名古屋放送局の契約・収納委託先法人の社長が共謀しNHK集金名簿を悪用し、名古屋市中区と春日井市の高齢女性がキャッシュカードや現金を窃盗された事件及び受信契約者の個人情報漏えいしている件について下記文書（電磁的記録を含む）の開示を求める。（備え置き公開文書とHP公開情報を除く）」として、

「①当該委託法人に関する文書、法人名が分かる文書 業務委託契約書など当該法人に関する一切の文書」に係る文書の開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、求めの文書はNHKの事業に関する情報であって、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、また、NHK以外の法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため、さらに契約によりNHKが守秘義務を課せられているため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号、4号および6号前段の「契約により守秘義務を課せられるもの」に該当し、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、NHKの営業の契約収納業務をNHK以外の法人に委託する際のノウハウ等、詳細に関する情報であって、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、また、当該委託先法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため、さらに契約によりNHKが守秘義務を課せられているため、規程第8条1項1号、4号および6号前段の「契約により守秘義務を課せられるもの」に該当し、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は、NHKの営業の契約収納業務をNHK以外の法人に委託する際のノウハウ等、詳細に関する情報にあたる。いずれも開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、また、当該委託先法人の事業の遂行を害するおそれがあるため、さらに契約によりNHKが守

秘義務を課せられているため、規程第8条1項1号、4号および6号前段に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2020年7月13日（第286回審議委員会）

第815号

諮問、審議

7月20日（第287回審議委員会）

審議

7月21日（第288回審議委員会）

審議、答申